

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00016 沿革（略） <u>令和2年2月28日 一部改正</u> （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00016 沿革（略） （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
（付保対象等） 第1条 組合は、<u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）</u>及びこの特約書の定めるところに従い、附帯別表第1記載の輸出者（以下「輸出者」という。）のために、輸出者が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる貨物を輸出する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約であって当該輸出契約に係る代金の額が契約金額の二分の一以下の場合を除く。以下「対象契約」という。）のすべてについて、それぞれ締結後、対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日（以下「申込期限」という。）までに日本貿易保険に対して保険契約の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者の受ける損失をてん補する責めに任ずる。 2～3 （略）	（付保対象等） 第1条 組合は、附帯別表第1記載の輸出者（以下「輸出者」という。）のために、輸出者が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる貨物を輸出する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約であって当該輸出契約に係る代金の額が契約金額の二分の一以下の場合を除く。以下「対象契約」という。）のすべてについて、それぞれ締結後、対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日（以下「申込期限」という。）までに日本貿易保険に対して保険契約の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者の受ける損失を<u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）</u>及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 2～3 （略）	
（贈賄行為に関与しない旨の輸出者の宣誓） 第2条 組合は、輸出者に対して、不正競争防止法（平成5年法律第47号）<u>及び刑法（明治40年法律第45号）</u>の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約させなければならない。	（贈賄行為に関与しない旨の輸出者の宣誓） 第2条 組合は、輸出者に対して、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約させなければならない。	
第3条～第5条 （略）	第3条～第5条 （略）	

新	旧	備考
(対象契約の内容の変更等) 第6条 組合は、輸出者が保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（鋼材）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日の属する月の翌月の末日、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～3 （略）	(対象契約の内容の変更等) 第6条 組合は、輸出者が保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（鋼材）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～3 （略）	
第7条～第8条 （略）	第7条～第8条 （略）	
(保険料の返還等) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 （略） 二 対象契約に基づく貨物の輸出が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1項又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第1条第2項若しくは第2条第1項各号のいずれかに該当する場合において、これらの規定により当該輸出の許可若しくは承認を受けられないこと又は同令の規定により当該輸出の許可若しくは承認の効力に附せられていた条件により、当該輸出の許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（約款第4条各号のいずれかに該当する事由又は対象契約の当事者の責めに帰すべき事由により輸出することができなくなった場合を除く。）。 2～4 （略）	(保険料の返還等) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 （略） 二 対象契約に基づく貨物の輸出が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1項又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第1条第2項若しくは第2条第1項各号のいずれかに該当する場合において、これらの規定により当該輸出の許可若しくは承認を受けられないこと又は同令第1条第4項若しくは第2条第6項の規定により当該輸出の許可若しくは承認の効力に附せられていた条件により、当該輸出の許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（約款第4条各号のいずれかに該当する事由又は対象契約の当事者の責めに帰すべき事由により輸出することができなくなった場合を除く。）。 2～4 （略）	
第10条～第18条 （略） 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記	第10条～第18条 （略） 上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記	

新	旧	備考
名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印	
附帯別表第1～附帯別表第3 （略）	附帯別表第1～附帯別表第3 （略）	